

# 特記仕様書

## 第1章 総則

本特記仕様書は、長野市環境保全温暖化対策課が発注する「松代側溝土砂置場整備業務委託」に適用する。

## 第2章 業務の内容

### 1 目的

この業務は、長野市が管理する土砂置場の堆積土砂等を搬出するとともに、当該土砂置場の整地を行うことを目的とする。

### 2 場所

長野市松代町東寺尾

### 3 内容

土砂置場整備 V=650m<sup>3</sup>

## 第3章 業務の履行

1 業務の履行前に、関係者(機関、区長、周辺事業所など)へ連絡、周知徹底すること。

2 業務履行期間中、側溝土砂の搬入が見込まれるため、搬入業者と調整を図り、事故防止のため安全管理を徹底すること。

3 当該業務の搬出が原因で一般道を破損・汚損した場合は、受託者の責により処理すること。

## 第4章 処理計画書

1 受託者は、業務の履行により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書(別添様式)を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。

また、計画に変動が生じた場合も同様とする。

2 受託者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。

(1) 産業廃棄物処理委託契約書(写)

(2) 処理業者の許可証(写)

(3) 積換・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図

3 受託者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等(搬出車両、積載状況、処分先への搬入状況等)の管理資料を整理しなければならない。

4 受託者は、業務履行後、第4章第3項の管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。

## 第5章 産業廃棄物等の処分

- 1 産業廃棄物等の処分は、関係法令に基づき適切に処理すること。
- 2 産業廃棄物の搬出について、「建設廃棄物処理委託契約書(写)」、「許可書(写)」は、業務計画書に添付または搬出3日前までに提出すること。「廃棄物管理表(マニフェスト)」はマニフェスト集計表に代えられるものとし、業務完了書類に添付すること。
- 3 産業廃棄物の搬出時は、運搬車両1台毎に積載完了した荷台の写真を必ず1枚以上撮影し、管理番号を設定してマニフェストと対比できるよう業務完了書類を作成すること。
- 4 産業廃棄物処理は別表1を参考とすること。

## 第6章 業務の再委託について

- 1 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち土砂置場における堆積土砂の搬出業務とする。
- 3 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

## 第7章 長野市公契約等基本条例に関する事項

- 1 長野市公契約等基本条例に関する事項は下記のとおりとする。
  - ・長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。
  - ・業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
  - ・長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図(「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの)2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

## 第8章 その他

- 1 本特記仕様書に定めなき事項については、その都度、監督員及び環境保全温暖化対策課と協議すること。

産業廃棄物処理計画書（実施書）

平成 年 月 日作成  
平成 年 月 日修正

1. 工事概要

工事番号、工事名称	工事場所	平成 年 月 日～平成 年 月 日
発注者名	設計者名	廃棄物処理責任者
工事概要	工事契約業者名	工事施工業者名
基礎工事等の方法	基礎工事等契約業者名	基礎工事等施工業者名

2. 処理計画(1).....発生と処理

産業廃棄物の種類	現場内利用		現場内保管の有無	搬出量(t)	搬出時期	再生利用量(t)	利用用途	中間処理		最終処分(1)	最終処分(2)	再生利用個別指定の申請等法手続の有無	処理形態の別
	発生量(t)	利用用途						中間処理量(t)	処理方法				
			有・無									有・無	自己委託
			有・無									有・無	自己委託
			有・無									有・無	自己委託
			有・無									有・無	自己委託
			有・無									有・無	自己委託
			有・無									有・無	自己委託
			有・無									有・無	自己委託

3. 処理計画(2).....処理形態が委託の場合に記入

業者名	発生量(t)	搬出時期	積換・保業者	業種	運搬先・処分地	中間処理方法		最終処分方法	処分種別の現地確認方法	その他特記事項
						業者名	業種			
					都道府県 政令市名・計可番号	取扱う建設廃棄物の種類	取扱う建設廃棄物の種類	①埋め立て(安定型) ②埋め立て(管理型) ③埋め立て(埋却型) ④その他	①現地確認写真 ②その他	
					都道府県 政令市名・計可番号	取扱う建設廃棄物の種類	取扱う建設廃棄物の種類	①埋め立て(安定型) ②埋め立て(管理型) ③埋め立て(埋却型) ④その他	①現地確認写真 ②その他	
					都道府県 政令市名・計可番号	取扱う建設廃棄物の種類	取扱う建設廃棄物の種類	①埋め立て(安定型) ②埋め立て(管理型) ③埋め立て(埋却型) ④その他	①現地確認写真 ②その他	
					都道府県 政令市名・計可番号	取扱う建設廃棄物の種類	取扱う建設廃棄物の種類	①埋め立て(安定型) ②埋め立て(管理型) ③埋め立て(埋却型) ④その他	①現地確認写真 ②その他	
					都道府県 政令市名・計可番号	取扱う建設廃棄物の種類	取扱う建設廃棄物の種類	①埋め立て(安定型) ②埋め立て(管理型) ③埋め立て(埋却型) ④その他	①現地確認写真 ②その他	

上記については、下記項目を参照し記入すること。

産業廃棄物の種類	中間処理方法	最終処分方法	処分種別の現地確認方法
①おろし物(コンクリート粉)	①脱水	①埋め立て(安定型)	①現地確認写真
②おろし物(アクリルカク)	②乾燥	②埋め立て(管理型)	②その他
③おろし物(その他)	③焼却	③埋め立て(埋却型)	
④ガラスくず、陶磁器くず	④木くず	④埋め立て(埋却型)	
⑤腐がががが	⑤破砕	⑤埋め立て(埋却型)	
⑥全属くず	⑥廃石屑・ト	⑥その他	
⑦混合廃棄物(安定型のみ)	⑦混合廃棄物(管理型含む)		
	⑧その他の産業廃棄物		

## 別表1

### 建設廃棄物

建設廃棄物の種類	参考処理先
建設発生土（第4種想定）	栄和土木(株)
金属くず	(株)トライル
廃プラスチック類	(株)トライル
ガラス・陶磁器くず	(株)ミノル産業
木くず	(有)ACEN

産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書類の備え付け（携帯）すること。